議第３４号

学校給食費の徴収に関する条例の制定について

本市学校給食費の徴収に関する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）２月２４日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市学校給食費の徴収に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）の規定に基づき市が実施する学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校給食費の徴収）

第２条　市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者をいう。以下同じ。）から学校給食費を徴収する。

２　学校給食費の額は、規則で定める。

（学校給食費の納入）

第３条　保護者は、学校給食費を規則で定める日までに納入しなければならない。

（学校給食費の減免）

第４条　市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減免することができる。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。